

校務DX推進事業質疑回答

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 応募手続き等に関する事項(2)応募方法 ②記載に係る留意事項 イ.企画提案書 「企画提案書(正本)は、社名入りの表紙を付けること。企画提案書(副本)は、表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。」とありますが、コピーライト表記も不可になりますでしょうか？ また、提案書内(例えば業務実施体制)での業者の表記は「A社」などのような表現となりますでしょうか？ | ご認識の通りです。公正なブラインド審査を行うため、副本においてはコピーライト表記を含め、提案事業者を特定または類推できる一切の情報・ロゴ等の記載を不可とします。また、提案書内での事業者名の表記についても、ご認識の通り「A社」や「提案事業者」等の匿名表現を用いて作成してください。 |
| 2 | 応募手続き等に関する事項(5)その他 ① 提案に関する費用、条件等) 提案スライドの枚数に制限はありますか？ | 企画提案書の枚数(スライド数)に制限は設けておりません。ただし、別紙1「評価項目一覧」に示されている評価基準に沿って、本事業の目的に対する提案内容が明確かつ簡潔に伝わるよう、分かりやすい資料の作成をお願いいたします。 |
| 3 | 応募手続き等に関する事項((1) 応募条件) 共同企業体での参加の場合、代表企業は「(2) 応募方法 1 提出書類」の書類をすべて提出し、構成員については、「(2) 応募方法 1 提出書類」のうち提出する書類はどれになりますでしょうか？ | 共同企業体(JV)で参加される場合、代表企業は提出書類(No.1～No.9)のすべてを提出してください。構成員については、企業の適格性や経営状況を確認するため、「No.3 法人登記簿謄本」、「No.4 事業者概要(会社概要等)」、「No.5 納税証明書」、および「No.7 直近の財務諸表」の提出(正本1部、副本5部)を必須とします。 |
| 4 | 校務支援システム(C4th)との連携について 県域で調達する「C4th」につきましては、SAMLによるシングルサインオン機能が実装されていることを前提としたご提案でよろしいでしょうか？ また、SAML連携におけるメタデータの提供があるとの前提でよろしいでしょうか？ | ご認識の通りです。県域調達の校務支援システム「C4th」については、SAML認証方式によるシングルサインオン(SSO)連携機能が実装されている前提でご提案ください。また、SAML連携に必要なメタデータ等の技術情報については、導入・調整段階において当委員会およびC4thの構築ベンダーから提供いたします。 |
| 5 | 特記仕様書((4) Google Workspace Education Plus の導入・設定) 本仕様書に記載の「Google Workspace Education Plusの機能を活用したアクセス制御」とは、Google Drive/ドキュメント等に保存された個人情報ファイルを対象に、分類ラベル、Drive DLP、コンテキストウェア アクセスを組み合わせ、学校固定グローバルIP内ではダウンロードを許可し、学校外ではダウンロード・印刷・コピーを制限する設定を行う理解でよろしいでしょうか。 | ご認識の通りです。学校内の固定グローバルIPアドレス環境からは個人情報のダウンロードを許可し、学校外(家庭等)のネットワーク環境からはダウンロード、印刷、およびコピー(ファイルのコピー作成や配布等)を不可とするような、コンテキストウェア アクセスやDLP、分類ラベル等を組み合わせたアクセス制御ポリシーの設定を想定しております。 |
| 6 | 個人情報の判定およびクリップボード制御の範囲について 「個人情報の判定は、分類ラベルを手動付与する運用か、DLPルールによる自動検知・自動ラベル付与など、現在の想定等ございますでしょうか？ また、「クリップボードによるコピー不可」は、Google Drive ファイルに対するコピー制限を指すのか、Chromeブラウザ/OS全体のクリップボード制御までを含める想定でしょうか？ | 個人情報の判定(分類ラベル付与)に関しては、教職員の運用負荷軽減と確実なセキュリティ担保を両立するため、手動付与とDLPルールによる自動検知・自動ラベル付与を適切に組み合わせた、貴社としての最適な運用手法のご提案を期待します。また、「クリップボードによるコピー不可」については、Googleドライブ内ファイルの機密情報(データ)が、ローカル環境や許可されていない別アプリケーション等へ流出することを防ぐため、Chrome OSやブラウザのポリシー制御等を含めた包括的なデータ保護を想定しております。これらを実現するための具体的なアプローチや制御範囲について最適な内容をご提案ください。 |
| 7 | 特記仕様書((1) ゼロトラストセキュリティ基盤の構築 3) デバイス証明書設定業務) デバイス証明書設定業務について、対象台数は仕様書記載の「デバイス証明書のインストール数550台以内」に含まれる理解で宜しいでしょうか？ また、この550台には、Windows端末、Chromebook端末、私物デバイス用証明書のすべてを含むのか、それともChromebook端末のみを想定しているのか、Chromebook端末のみを想定している場合、Windows端末、私物デバイスの想定台数をご教授頂けませんでしょうか？ | 対象業務が「550台以内」に含まれる点については、ご認識の通りです。なお、この550台のデバイス証明書対象にChromebook端末は含まれません。Chromebook端末については、本事業で導入するGoogle Workspace Education Plusの管理コンソール機能を活用し、端末の識別およびアクセス制御を行う想定であるため、個別のデバイス証明書の導入は不要と考えております。したがって、仕様書に記載の550台は、Windows端末を想定したライセンス数となります。また、Windows端末については資産管理ソフト(SKYSEA)及びADサーバが導入されておりますので、そちらを有効活用することも可能です。 |
| 8 | 特記仕様書((5) 研修の実施 1. セキュリティポリシーに関する研修) 研修の実施についての周知方法は、非対面を想定しても問題ございませんでしょうか？ | 問題ありません。多忙な教職員の状況を考慮し、Web会議ツールを用いたオンライン開催、オンデマンドによる動画配信、あるいはeラーニング教材の提供など、非対面での実施・周知方法を想定したご提案で差し支えありません。教職員がゼロトラスト環境における新たなセキュリティポリシーや運用手順を確実に理解・習得できるような、効果的な研修・周知計画をご提案ください。 |